

環境関係事務事業の取扱いについて

環境関係事務事業の取扱いについて提出する。

平成 1 6 年 9 月 1 1 日提出

浜坂町・温泉町合併協議会

会 長 中 村 政 行

協定項目	2 3 - 6	各種事務事業の取扱い 環境関係事務事業の取扱いについて
<p>< 公害防止対策事業 > 公害防止対策事業は、現行のまま引き継ぐ。</p> <p>< 環境保全事業 > ISO14001は、温泉町の例により引き継ぐ。 クリーン但馬5万人大作戦は、現行のまま引き継ぐ。</p> <p>< 廃棄物処理事業 > 指定ごみ袋は、燃えるごみ用大袋は60円、小袋は40円、その他紙製容器包装用大袋は30円とし、粗大ごみは200円とする。 事業系の一般廃棄物処理手数料は、計画収集は浜坂町の例により、毎日収集については、温泉町の例を見直しの上統一する。 持ち込み手数料は、現行のまま引き継ぐ。 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可申請手数料は、浜坂町の例により統一する。 生ごみ処理機器購入助成は、合併時に再編し、事業系処理機の助成は廃止する。 ごみ集積所設置助成は、温泉町の例を基本に引き継ぐ。 ごみ収集体制は、現行のまま引き継ぐ。</p> <p>< し尿処理事業 > 浄化槽汚泥処理及びし尿汲み取り手数料は、現行のまま引き継ぐ。</p> <p>< リサイクル事業 > 集団資源回収助成事業は、浜坂町の例により統一する。</p> <p>< 斎場事業 > 斎場事業は、現行のまま引き継ぐ。</p> <p>< 畜犬登録事業 > 畜犬登録事業は、現行のまま引き継ぐ。</p>		

平成 年 月 日確認・継続審議